

鎌倉市腰越漁港

指定管理者 募集要項

令和7年（2025年）8月

鎌倉市都市整備部農水課

目 次

1	腰越漁港の設置目的	1
2	管理運営施設の概要	1
3	管理運営の基本方針	2
4	指定管理者が行う業務	2
5	指定期間(予定)	2
6	指定管理業務に関する収入	2
7	市と指定管理者との責任分担(リスク分担)	4
8	応募に関する事項	4
9	提出書類に関する事項	6
10	指定管理候補者の選定	7
11	指定管理者の指定	8
12	指定管理業務に係る協定の締結	8
13	管理の基準	8
14	環境への配慮	9
15	事業実施状況のモニタリング等	9
16	指定管理者の履行責任に関する事項	10
17	事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項	10
18	その他	10
19	問い合わせ先	10
別紙	腰越漁港指定管理者選定基準	11

鎌倉市では、鎌倉市腰越漁港（以下「腰越漁港」という。）の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、平成 18 年度から指定管理者制度を導入し、指定管理者による管理運営を行っています。

この度、その指定期間が令和 8 年(2026 年) 3 月 31 日をもって満了することに伴い、令和 8 年(2026 年) 4 月 1 日から 5 年間にわたって指定管理施設を管理する指定管理者を地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び鎌倉市腰越漁港管理条例（以下、「市条例」という。）第 4 条の規定に基づき、次のとおり募集します。

1 腰越漁港の設置目的

腰越漁港は、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号。以下、「漁港法」という。）の規定による第一種漁港指定を受けた漁港で、地元漁業の利用に供するとともに、漁業に対する市民理解を深めることに寄与することを目的に設置された施設です。

2 管理運営施設の概要

- (1) 名 称 鎌倉市腰越漁港
- (2) 所在地 鎌倉市腰越二丁目 9 番先
- (3) 施設規模

甲種漁港施設（防砂堤以外の外郭施設を除く。以下同じ。）図は別添のとおり。

	用途	施設等	規模等
基本施設	係留施設	防砂堤	269. 0m
		物揚場	119. 0m
		岸壁	61. 1m
		船揚場	143. 5m
		防波堤等内側係船タイプ	180m
	水域施設	泊地	24, 556㎡
		航路	2, 000㎡
機能施設	輸送施設	道路	2, 876. 7㎡
		駐車施設用地	1, 025. 0㎡
	漁港施設用地	天日加工場用地	2, 650. 3㎡
		加工場用地	153. 6㎡
		水産倉庫用地	321. 0㎡
		製氷・冷凍・冷蔵施設用地	305. 0㎡
		漁具保管修理施設用地	366. 0㎡
		漁具干揚用地	3, 248. 0㎡
		野積場用地	465. 0㎡
		荷捌所用地	375. 0㎡
	保蔵施設等	水産倉庫	74. 53㎡
		冷凍・冷蔵庫	64. 18㎡

3 管理運営の基本方針

指定管理者は、腰越漁港を管理運営するに当たり漁港法、市条例、鎌倉市腰越漁港管理規則（以下、「市規則」という。）及びその他の法令等を遵守するとともに、次の事項に沿って実施するものとします。

- (1) 甲種漁港施設の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画の内容が甲種漁港施設の適切な維持及び管理を図れ、かつ、管理経費の縮減を図れるものであること。
- (3) 事業計画に沿った甲種漁港施設の管理を安定して行えること。
- (4) 地域住民や利用者の意見・要望を管理運営にできるだけ反映させること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、甲種漁港施設の設置目的を達成するために必要な事業を実施するものと認められること。

4 指定管理者が行う業務

指定管理者は、管理運営の基本方針を踏まえ、次の業務を別添「鎌倉市腰越漁港指定管理業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）」に基づき実施するものとします。

- (1) 甲種漁港施設の利用等に係る届出書等の受付に関する業務
- (2) 甲種漁港施設の利用に係る料金の徴収に関する業務
- (3) 市への納付金の納入
- (4) 甲種漁港施設の巡視その他安全かつ適正な利用を確保するために必要な業務
- (5) 甲種漁港施設の維持管理に関する業務
- (6) 水産業の振興と漁業に対する市民の理解を深める事業の実施

5 指定期間（予定）

令和8年(2026年)4月1日から令和13年(2031年)3月31日までの5年間とします。

6 指定管理業務に関する収入

地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく利用料金制を採用し、指定管理者が徴収する利用料金及び事業収入は指定管理者の収入とします。腰越漁港の指定管理業務に係る経費は、指定管理者の収入から充てるものとし、市から指定管理料の支払いはありません。

- (1) 指定管理者の収入として見込まれるもの
 - ア 停係泊、船揚げ、陸揚げ及び駐車に係る利用料金
 - イ 市長の承認を得て実施する提案事業の収入金
- (2) 利用料金に関する事項
 - ア 利用料金については、市条例別表第1に定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとします。なお、駐車料の下限額は700円とします。
 - イ 市条例第19条第4項の規定により、指定管理者は市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができるものとします。

利用料金の過去実績

年	利用料金	備考
令和4年度	20,565,300 円	700 円×29,379 台
令和5年度	20,206,200 円	700 円×28,866 台
令和6年度	17,833,200 円	700 円×25,476 台

- (3) 指定管理業務を管理の基準どおりに実施する中で、利用料金の収入や事業収入が減少した場合でも、原則として市は補填を行いません。
- (4) 指定管理者は、市に納付金を納入するものとします。納付金の額は、下限額を 300 万円とし、下限額を超えた納付金の提案額に応じ、プレゼンテーション審査にて加点します。なお、提案額を鎌倉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則第 8 条に基づく協定において定める額とします。

7 市と指定管理者との責任分担（リスク分担）

市と指定管理者のリスク分担は、次表のとおりとします。

ただし、次表に定める事項で疑義がある場合又は次表に定めないリスクについては、市と指定管理者が協議の上決定するものとします。

表

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	指定管理者
物価等の変動	人件費、物品費、光熱費等の変動に伴う経費の増加		○
金利の変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
税制度の変更	一般的な税制変更		○
法令の改正	施設の設置基準、管理基準等の変更により、施設、設備等の改修又は整備が必要なもの	○	
	施設の管理業務一般に関するもの		○
施設の利用・使用許可	施設の利用・使用許可に関する業務全般	○	
施設、設備の修繕等（災害復旧含む）	指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	1 件につき 50 万円（消費税及び地方消費税含む）以下のもの		○
	その他	○	
周辺地域、住民及び施設利用者への対応	周辺地域との協調に関するもの		○
	施設の管理運営に対する利用者又は地域住民からの要望、苦情等への対応に関するもの	協議事項	
	その他	協議事項	
セキュリティ	指定管理者として講ずべき措置の不備又は錯誤、指定管理者の職員の不法行為等による情報漏洩、犯罪等の発生		○
第三者への賠償	指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	その他	○	
事故・火災等	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外の場合	○	

8 応募に関する事項

(1) 応募資格

ア 法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）であること。

イ 法人等又はその代表者が次の者に該当しないこと。

(ア) 法律行為を行う能力を有しない者

(イ) 破産者で復権を得ない者

(ウ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定に抵触する者及び同条第 2 項の規定に基づく本市の入札参加制限を受けている者

- (エ) 諸税を滞納している者
 - (オ) 鎌倉市暴力団排除条例に定める暴力団員及びその利益となる活動を行う者、又は暴力団経営支配法人等である者
 - (カ) 監督官庁より営業停止処分又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けている者
 - (キ) 鎌倉市入札指名停止等取扱基準の規定に基づく指名停止又は指名留保を受けている者
 - (ク) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）
 - (ケ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生計画の認可の決定を受けた者を除く。）
 - ウ その他、法令等に違反している又は違反しているおそれのある者
- (2) 募集要項の配布
- 募集要項を次のとおり配布します。
- ア 配布期間
令和 7 年(2025 年) 8 月 25 日（月）から令和 7 年(2025 年) 9 月 22 日（月）まで
土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで
（ただし、正午から午後 1 時まででは除きます。）
 - イ 配布場所
鎌倉市役所農水課窓口、もしくは市のホームページからもダウンロードできます。
- (3) 説明会
- 募集要項説明会を次のとおり行います。指定管理者に応募される方で説明会の参加を希望される方は、必ず申込の上、説明会にご参加ください。参加申込者がいない場合は、中止する旨、市ホームページにおいて周知します。
- ア 開催日時
令和 7 年(2025 年) 9 月 1 日(月) 午後 2 時から（時間厳守）
 - イ 開催場所
腰越支所コミュニティ室(鎌倉市腰越 864 番地)
 - ウ 申込方法
令和 7 年(2025 年) 8 月 28 日（木）正午までに電子メールでお申し込みください。
様式は任意でタイトルを「腰越漁港指定管理者応募者説明会参加」とし、法人等名、参加者名、連絡先（電話番号）を記載してください。
 - エ 申込先
電子メールアドレスは、募集要項 10 ページの「19 問い合わせ先」をご参照ください。
 - オ 留意事項
募集要項等は当日再配布しませんので、ご持参ください。
- (4) 質問事項の受付
- 応募に当たって、ご質問がある方は、次のとおり受付けます。
- ア 受付期間
令和 7 年(2025 年) 9 月 1 日(月)午前 8 時 30 分から 9 月 10 日(水)午後 5 時 15 分まで
 - イ 受付方法
質問票（様式 1）にご記入の上、電子メールで送付してください。

ウ 送付先

電子メールアドレスは、募集要項 10 ページの「19 問い合わせ先」をご参照ください。

エ 回答方法

質問に対する回答は、令和 7 年(2025 年) 9 月 16 日(火)までに、市ホームページに掲載します。

(5) 応募書類の提出

ア 受付期間

令和 7 年(2025 年) 9 月 1 日(月)から 9 月 22 日(月)まで
土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで
(ただし、正午から午後 1 時までは除きます。)

イ 受付場所

鎌倉市役所農水課窓口まで持参又は郵送(必着)してください。

ウ 提出部数

正本 1 部及び副本 10 部(副本は複写可)

(6) 応募に関しての留意事項

ア 申請の辞退

申請後に辞退する場合、その旨を記載した辞退届を作成し、提出してください。なお、提出期限は 9 月 25 日(木)とします。

イ 提出書類の変更・訂正

一度提出した書類の内容の変更・訂正はできません。

ウ 提出書類の取扱

提出された書類等は返却しません。

エ 虚偽記載

書類に虚偽の記載があった場合、又はその他不正な行為があった場合は、失格とします。

オ 費用負担

応募に要する経費は、応募者の負担とします。

9 提出書類に関する事項

次の書類を揃えて申請してください。

- (1) 指定管理者指定申請書(鎌倉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則 第 1 号様式)

- (2) 事業計画書(様式 2)

次の内容を記載してください。(詳細については様式 2 を参照してください。)

ア 管理運営の基本方針

イ 施設の運営

ウ 事業の実施

- (3) 指定管理期間 5 年間を通じての収支予算書(様式 3) 及び各年度分の収支予算書(様式 4)

- (4) 定款、寄附行為、規約その他これらに準ずる書類

- (5) 法人においては、当該法人の登記事項証明書

- (6) 過去 2 年間の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類

- (7) 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類

(8) その他申請に必要な書類

- ア 役員の名簿及び略歴を記載した書類
- イ 団体の概要を記載した書類（様式5）
- ウ 印鑑証明書
- エ 納税証明書

10 指定管理者候補者の選定

(1) 選定方式

指定管理者の選定に当たっては、「公募型プロポーザル方式」を採用し、鎌倉市腰越漁港指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が、応募者から提出された書類等について、以下の選定基準により審査します。

鎌倉市腰越漁港指定管理者選定委員（以下「委員」という。）の標準項目及び加点・加減点項目の採点を総計し、最高点を獲得した団体を優先交渉権者とします。ただし、標準項目における委員の採点の中間計が60%未満（300点未満）の団体は優先交渉権者として選定しません。また、標準項目のうち同一審査項目において、2人以上の委員の評点が1点（満点が10点の項目については2点以下）の場合については失格とします。

市は、審査結果を受け、優先交渉権者と協議を行い、協議が成立した場合、指定管理者候補者として市議会に諮り、市議会の議決を経て市長が指定管理者として指定します。なお、優先交渉権者との協議が成立しない場合は、第2順位の交渉権者と協議します。

(2) 選定基準

別紙「腰越漁港指定管理者選定基準」をもとに評価を行います。

(3) 選定手続

ア 資格審査・申請内容の確認

申請書類の受領後、農水課において申請内容の確認を行います。

イ プレゼンテーション審査

応募者による提案書の説明と選定委員会によるヒアリングを行います。選定委員会の会議は、原則として公開とします。

(ア) 実施日時及び実施場所

令和7年(2025年)10月8日（水）午前10時を予定しています。

実施場所と併せて追って書面で通知します。

(イ) 配布資料がある場合は、12部用意するものとします。

(ウ) プレゼンテーションでは、市が用意したプロジェクター（HDMIケーブル含む）、スクリーン及びPCを用いることができますので、使用の有無及び動作確認等について事前に農水課へご相談ください。当日使用するデータについては、事前に電子メール又はCDで農水課へご提出ください。その他使用する機材はすべて応募者が用意するものとします。

(4) 指定管理者候補者選定結果の通知・公表

指定管理者候補者の選定結果については、応募者に対して個別に通知するとともに、指定管理者としての指定後、市ホームページにおいて公表します。

11 指定管理者の指定

令和7年(2025年)12月(予定)の市議会の議決後に、指定管理者を指定します。

12 指定管理業務に係る協定の締結

指定管理者の指定の後に、市と指定管理者は、腰越漁港の指定管理業務に関する協定を締結します。

指定管理者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合、又は提案書の内容に虚偽の記載があった場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定を取り消すことができるものとします。

また、指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、指定管理者の指定の議決後においても、その指定を取り消し、協定を締結しないものとします。

- (1) 資金事業の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。
- (2) 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

13 管理の基準

(1) 休場日

指定管理者は市長の承認を得て、休場日を定めることができます。

(2) 関係法令等の遵守

業務の遂行に当たっては、以下の関連法令等を遵守することとします。

ア 地方自治法

イ 漁港及び漁場の整備等に関する法律

ウ 鎌倉市腰越漁港管理条例

エ 鎌倉市腰越漁港管理規則

オ その他業務遂行に関する法令等

(3) 業務の一括委託の禁止

指定管理者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

ただし、業務の一部について、あらかじめ市が認めた場合はこの限りではありません。

(4) 個人情報の取扱い

指定管理者が業務上個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法等関係法令を遵守し、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するために必要な措置を講じてください。また、指定管理者は、指定管理業務の遂行により知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止、並びに本人からの開示の申出、苦情及び異議の申出への適切かつ迅速な対応その他個人情報を適正に管理してください。

(5) 情報公開

指定管理者が指定管理業務を行うにあたり作成し、又は取得した文書等で指定管理者が管理しているものについては、市の情報公開条例の趣旨に沿った取扱規程等を定めるなど、適正な情報公開に努めていただきます。

情報の公開に当たって、文書等の写しの交付を行う場合で、当該写しの交付に要する費用の負担を公開の申出者に求めるときは、その旨を前項の取扱規程等に定めるものとします。

(6) 文書の管理・保存

指定管理者が指定管理業務に伴い作成し、又は受領する文書等は、鎌倉市行政文書管理規則(平成14年3月8日規則第20号)の規定に準じて、適正に管理及び保存するものとします。

また、指定期間終了後においても、市が指示する場合は、指定の期間、管理・保存するものとします。

(7) 守秘義務

指定管理者は、指定管理業務を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用することはできません。指定期間終了後も同様とします。

(8) 事業計画書及び収支計画書の提出

次年度の事業計画書及び収支計画書について、市と協議・調整を図った上で作成し、提出していただきます。

(9) 緊急時の対応

指定管理者は、指定期間中、管理業務の実施に関連して事故、災害その他の緊急事態が発生した場合に備えていただきます。

(10) その他

管理の基準に関する細目は、別途、市と指定管理者の間で締結する協定において定めるものとします。

14 環境への配慮

指定管理者は、本市の「ゼロ・ウェイストかまくら」、「かまくらプラごみゼロ宣言」、「鎌倉市気候非常事態宣言」の趣旨を理解し、環境に配慮した取組を行ってください。

15 事業実施状況のモニタリング等

(1) 事業報告書の提出

指定管理者は、事業報告書を作成し、市に提出していただきます。

なお、事業報告書の種類、書式及び記載事項等については、協定において定めるものとします。

ア 定期報告

業務報告書(月報)及び毎年度終了後に事業報告書を作成し、毎翌月末日までに市に提出していただきます。

イ 状況確認

市は、必要に応じて、指定管理業務の実施状況について、現地での確認等を行います。

(2) モニタリング

市は、指定期間中に指定管理業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確保するため、モニタリングを実施します。なお、その内容や項目については、協定において定めるものとします。

(3) 実績評価の実施

市は、指定管理者が事業計画書に基づき提供する業務の水準を確認するため、実績評価を行います。なお、評価項目や実施方法については、協定において定めるものとします。

また、指定管理者は、施設利用者の利便性の向上等の観点から、定期的にアンケート等により、施設利用者の意見・苦情・満足度等を把握し、その結果及び業務改善への反映状況に

ついて市に報告するものとします。

なお、実績評価の結果、指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務などにおいて、基準を満たしていないと判断した場合、市は改善措置を講ずる等の指導を行います。

この場合において、指導に従わず、基準を満たしていないと判断した場合、業務の停止や指定の取消しを行うことがあります。

16 指定管理者の履行責任に関する事項

- (1) 指定管理者は、事故等による施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に被災があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに市に報告しなければなりません。
- (2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに市に報告しなければなりません。
- (3) 前各号に規定するもののほか、指定管理者の責任履行に関する事項については、協定において定めるものとします。

17 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、管理が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合に、市は指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができます。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、市は指定管理者の指定を取り消すことができます。
- (2) 指定管理者が解散し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、市は指定管理者の指定を取り消すことができます。
- (3) 前2号の規定により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、市に生じた損害を賠償しなければなりません。
- (4) 不可抗力その他市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難になった場合に、市と指定管理者は、事業継続の可否について協議するものとします。
- (5) 前各号に規定するもののほか、事業の継続が困難になった場合の措置については、協定において定めるものとします。

18 その他

市では腰越漁港のネーミングライツパートナーを募集しています。指定期間中に指定管理者以外の事業者等がネーミングライツパートナーとなることがあります。

19 問い合わせ先

- (1) 住所 鎌倉市御成町 18 番 10 号
- (2) 担当 鎌倉市都市整備部農水課農水担当
- (3) 電話 0467-23-3000 (内線) 2481
- (4) 電子メール nousui@city.kamakura.kanagawa.jp

※ 農水課でメールを受信した場合、受付完了メールを担当者から必ず返信いたします。万が一、受付完了メールが届かない場合は、確認のためご連絡くださいますようお願いいたします。

腰越漁港指定管理者選定基準

標準項目

選定基準	審査項目	審査の視点	配点
ア 管理運営の基本方針 提案書の内容が、施設の設置目的を達成するためにふさわしいものであること。	ア 漁港施設の管理運営の基本的方針・市営	市が提示した仕様書と適合しているか。	10
	イ 運営の理念・意欲について	施設の運営方針が明確に示されているか。	10
		施設の平等な利用を確保するための方法を有しているか。	5
計			25
イ-(1) 施設の運営 提案書の内容が、施設等の効率的かつ適切な維持管理を図ることができるものであること。	ウ 業務に関する規定の整備状況	定款、寄附行為、規約等に定められた団体としての業務内容が、当該指定管理業務を行うのに適しているか。	5
	エ 効率的な管理運営	必要な収入、経費が計上されているか。 安定した収入確保及び管理経費の縮減を図る計画となっているか。	10
	オ 危機管理体制	事故や災害など緊急時における対策が示されているか。	5
	カ 環境への配慮	施設運営にあたり、環境に配慮した方針が示されているか。	5
計			25

イ-(2) 施設の運営 漁港施設の管理運営を、安定して行う財政的基盤及び人的能力を有するものであること。	キ 人材及び人員配置	業務について、知識及び経験を有する者を従事させることができるか。	10
		指導者又は責任者を配置するなど、適切な職員の編成が確保されるか。	5
	ク 安定した経営基盤（資産および財務諸表の状況）	資本金（基本財産）や運用財産など財務諸表の状況から安定した経営基盤が確保され、かつ損害賠償能力を有しているか。	10
	ケ 個人情報の保護	個人情報保護の方針に基づき、情報の管理体制が整っているか。	5
計			30
ウ 事業の実施 提案書の内容に沿った事業を安定して行うことができる能力を有していること。	コ 漁業の普及事業	利用者の意向を踏まえたサービスを提供することができるか。	10
	サ 項目外の提案	仕様書に記載のある事業以外で、独自の発想に基づく水産業の振興に資する業務提案をすることができるか。	10
計			20
中間計			100

標準項目の各委員 100 点を持ち点として上記の採点表により評価を行い、選定委員（5 名）の中間計で 60%以上である 300 点以上の得点があることをもって合格とする。

ただし、各委員において 2 人以上の委員の評価点が 1 点（満点が 10 点の項目については 2 点以下）であった場合については、前段の条件の可否に関わらず不合格とする。

加点・加減点項目

選定基準	審査項目	審査の視点	配点
A-(1) 加点項目 市への納付額を下限額以上に納付することができること。	シ 納付額について ス シの提案額の実現について	下限額の提案を配点 0 点とし、50 万円上がるごとに 1 点ずつ加点する。250 万円以上の提案は一律配点 5 点とする。 シの提案額の実現に向けた具体的な業務提案をすることができるか。	5 0 / - n (n=シ点数)
計			5
A -(2) 加減点項目 (現在の指定管理者のみ) 前期の管理運営の実績が良好であること。	セ 実績について ソ 前期事業を踏まえた事業上の工夫・対策について	財政状況含む運営状況の実績が良好であるか。 前期事業の課題への対策について、工夫・実現性のある提案をすることができるか。	±2 ±2
計			±4
合計			109

標準項目及び加点・加減点項目をあわせ各委員 109 点を持ち点として上記の採点表により評価を行い、標準項目における合格者のうち、採点の総計で最高点を獲得した団体を優先交渉権者とする。